

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月28日
【報告者の氏名又は名称】	Solar Japan Holdings 合同会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区西麻布二丁目24番22-202号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング32階 レイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所
【電話番号】	03-6212-7800
【事務連絡者氏名】	弁護士 小田 望未
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Solar Japan Holdings 合同会社 (東京都港区西麻布二丁目24番22-202号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、Solar Japan Holdings 合同会社を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、スターバックス コーヒー ジャパン株式会社を指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書の対象となる公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)及び公開買付者がこれに続けて実施する公開買付け(以下、本公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。)は、日本法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続き及び基準は米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本件両公開買付けには適用されず、本件両公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。

(注11) 本件両公開買付けのいずれか又は双方に関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本件両公開買付けのいずれか又は双方に関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者及びその関連会社は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人 (これらの関連会社を含みます。) は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、本件両公開買付けの開始前又は本件両公開買付けにおける買付け等の期間中に、自己又は顧客の勘定で、対象者の株式又は新株予約権を取得し又は取得に向けた行為を行う場合があります。かかる取得は、市場価格での市場取引の形態又は相対の交渉で決まる価格での市場外取引の形態をとる場合があります。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

スターバックス コーヒー ジャパン株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

平成17年6月24日開催の対象者定時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）

(3) 【公開買付期間】

平成26年9月26日（金曜日）から平成26年10月27日（月曜日）まで（21営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（57,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（57,000,000株）が買付予定数の下限（57,000,000株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年10月28日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	57,000,000（株）	57,000,000（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	57,000,000	57,000,000
（潜在株券等の数の合計）	-	（ - ）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	570,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	570,000
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)	1,441,460
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	78.96

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年8月8日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、()同報告書に記載された平成26年8月8日現在の発行済株式総数144,220,600株(但し、同報告書によりますと、当該株式数には平成26年8月1日から同報告書提出日である同年8月8日までの本新株予約権の行使により発行された対象者の普通株式は含まれていないとのことです。、同年7月31日現在の発行済株式総数であると認識しております。)に、()平成26年7月31日現在の本新株予約権の目的となる株式数155,900株(対象者によれば、平成26年7月31日現在の本新株予約権の目的となる株式数は155,900株とのことです。なお、公開買付者も、対象者の履歴事項全部証明書により対象者の平成26年7月31日現在の本新株予約権の目的たる株式数が155,900株であり、発行済株式総数が144,220,600株であることを確認しております。)を加えた株式数(144,376,500株)に係る議決権の数(1,443,765個)を分母として計算しております。

(注 2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。